

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

横浜市長職務代理者 横浜市副市長 平原 敏 英

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カエデウォーク長津田

緑区長津田みなみ台四丁目7番地の1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ユニー株式会社

代表取締役 榊 原 健

愛知県稲沢市天池五反田町1番地

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社プラスワン 代表取締役 小 野 雅 男 大阪市城東区諏訪3 丁目4番19号 ほか26者	株式会社プラスワン 代表取締役 吉 田 昌 史 大阪市城東区諏訪3 丁目4番19号 ほか25者

(4) 変更の年月日

令和7年6月1日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和8年8月25日

3 縦覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/hor-ei/horitsu/rittihou/joukyou/joukyou2.html>）

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

横浜市長職務代理者 横浜市副市長 平原 敏 英

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ金沢文庫店

金沢区釜利谷東二丁目33番1号ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ユニー株式会社

代表取締役 榊 原 健

愛知県稲沢市天池五反田町1番地

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社エービーシー・マート 代表取締役 野 口 実 東京都渋谷区神南1丁目11番5号 ほか15者	株式会社エービーシー・マート 代表取締役 服 部 喜 一 郎 東京都渋谷区神南1丁目11番5号 ほか15者

(4) 変更の年月日

令和8年3月1日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和8年8月27日

3 縦覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/hor-ei/horitsu/rittihou/joukyou/joukyou2.html>）

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

横浜市長職務代理者 横浜市副市長 平原 敏 英

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ戸塚店

戸塚区上倉田町 769 番地の 1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ユニー株式会社

代表取締役 榊 原 健

愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社サンリフ ーム 代表取締役 服 部 剛 之 愛知県稲沢市天池五 反田町 1 番地 ほか 13 者	日本商業施設株式会 社 代表取締役 平 田 一 馬 東京都江戸川区北葛 西 4 丁目 14 番 1 号 ほか 13 者

(4) 変更の年月日

令和 7 年 7 月 1 日 ほか

(5) 変更した理由

小売業者の名称変更のため ほか

2 届出年月日

令和 8 年 8 月 27 日

3 縦覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/hor-ei/horitsu/rittihou/joukyou/joukyou2.html>）